

名古屋地方裁判所当直規程

平成18年6月16日

名古屋地方裁判所規程第2号

名古屋地方裁判所当直規程を次のように定める。

名古屋地方裁判所

(目的)

第1条 正規の勤務時間以外の時間における事件関係事務の処理及び司法行政文書の受付並びに庁舎等の保全のため、名古屋地方裁判所、名古屋簡易裁判所、名古屋第一検察審査会及び名古屋第二検察審査会（以下「本庁」という。）に、名古屋地方裁判所岡崎支部、岡崎簡易裁判所及び岡崎検察審査会（以下「岡崎支部」という。）に、名古屋地方裁判所豊橋支部、豊橋簡易裁判所及び豊橋検察審査会（以下「豊橋支部」という。）にそれぞれ当直を置く。

(掌理者)

第2条 本庁における当直に関する事項は、名古屋地方裁判所事務局長（以下「掌理者」という。）が掌理する。

2 掌理者は、この規程の実施に関する必要な事項について、名古屋高等裁判所及び名古屋家庭裁判所の当直の掌理者と協議して実施要領を定める。

(主管課)

第3条 本庁における当直の実施に関する事務の主管課は、名古屋地方裁判所事務局総務課及び人事課とする。

(種別)

第4条 本庁における当直は、日直及び宿直とし、次に定めるとおりとする。

(1) 日直は、裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条第1項に規定する裁判所の休日（以下「裁判所の休日」という。）に置き、その時間は実施要領により定める。

(2) 宿直は、裁判所の勤務を要する日及び裁判所の休日に置き、その時間は実施

要領により定める。

(当直員)

第5条 本庁の当直員には、本庁に勤務する裁判官及び執行官以外の裁判所職員をもって充てる。ただし、宿直については、当分の間、女性職員を除くものとする。

2 掌理者は、名古屋高等裁判所及び名古屋家庭裁判所の当直の掌理者と協議の上、前項に定める裁判所職員の中から当直勤務を免除する者を指定することができる。

(支部における取扱い)

第6条 岡崎支部及び豊橋支部における当直は、第2条中「名古屋地方裁判所事務局長」を「地方裁判所支部庶務課長」と、第3条中「名古屋地方裁判所事務局総務課及び人事課」を「地方裁判所支部庶務課」とそれぞれ読み替えるほか、本庁の定めに準じて実施する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

(名古屋地方裁判所、名古屋簡易裁判所当直規程の廃止)

2 名古屋地方裁判所、名古屋簡易裁判所当直規程（平成15年名古屋地方裁判所規程第1号）は、平成18年6月30日限り、廃止する。